



一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会員の倫理等に関する第三者委員会
議事要旨

日 時：平成25年7月16日（火）14:00～16:30

場 所：協会会議室

出席者（敬称略）

委員

石川 和男	政策研究大学院大学 客員教授	○	長見 万里野	財団法人 日本消費者協会 会長	○
高芝 利仁	弁護士	○	三木 浩一	慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授	○

(五十音順)

資料番号1. ホームヘルス機器に関する再発防止策検討委員会(仮称)委員名簿

資料番号2. 当協会関係の家庭用の医療機器

資料番号3. 消費者相談室の情報の流れと活動

資料番号4. 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会の自主行動基準

資料番号5. 「医療機器誇大表現の疑い」に関する朝日新聞朝刊記事

資料番号6. 会員企業の新聞報道について(お詫びとお知らせ)

【議 事】

0. 議事進行に際して、水島専務理事より当協会の概要説明、第三者委員会設立経緯について説明された。

1. 委員長の選出

- ・ 満場一致で慶應義塾大学の三木 浩一教授を委員長に選出した。

2. 委員会名の決定

- ・ 学識経験者による第三者委員会であることが外部に判るように、「一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会員の倫理等に関する第三者委員会」と名称を決定した。

3. ホームヘルス機器協会の概要説明

- ・ 高橋常務理事より、資料番号2～資料番号6について、説明された。

～以降自由討議より～

<短期的な対処>

- ・ 第三者委員会の設置については、速やかにホームページ、機関誌にて会員企業や一般消費者等に周知すべきである。
- ・ 苦情受付、窓口、対処・対応業務については、早期に対処策を考えるべきではないか。
- ・ 協会の自主行動基準については、チェックリストを作っていくべきである。
- ・ 同業企業に対しても講習会等を開き、本件に対しての意識を強く持ってもらうべきである。
- ・ 現在の「自主行動基準」については、法令、法令の詳説、自主基準とに仕分け、位置付けをはっきりとした形にすべきである。

<中長期的な対処>

- 処分に関する規程の制定は、第三者委員会からの提言の一つとする。除名だけでなくけん責、訓告、改善命令、会員資格停止など複数段階の処分を検討する。
- 規程中に「処分を公表する」という一文を挿入することで、会員企業に対し、自由競争を阻害するといったものでないことを明確にする。
- 本委員会は、会長に対して独立性を持って提言するという立場を明確にし、協会組織図等に会長の諮問機関であることを明確に記載する。
- 適正な販売に関するマーク等を作り、処分の際には当該マークを貼ることができない、といったペナルティも検討すべきであり、販売適正マークを信頼のトラストマークとすべきである。(参考：日本通信販売協会の JADMA マーク)。
- 協会の小冊子(べからず集・チェックリスト付自主行動基準)を作り、会員企業が具体的に行動できるようにする。
- 適正な販売について HP 等において一般消費者を含め広く啓蒙していくためには、「問題等がありましたら当協会にご連絡ください」等の一文を入れる。

4. 委員会開催スケジュール

次回開催 平成25年8月4日(月) 14:00~ 協会会議室